

事業報告書に係る論点のたたき台

(「基本的な指針」を踏まえたより具体的な内容について)

はじめに

平成29年9月1日付けで、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会及び財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会により「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」(以下「基本的な指針」という。)が公表された。

「基本的な指針」は、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものである。

独立行政法人は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の規定に基づき、財務諸表(通則法第38条第1項)に加えて、事業報告書(同条第2項)が作成されているところであり、独立行政法人の「財務報告」に関連する多くの情報が記載されている。

今後、「基本的な指針」の具体化に当たって、独立行政法人会計基準の検討に加えて、独立行政法人にとっての在るべき事業報告書の姿を実態調査等も踏まえて検討する必要がある。

「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針(概要)」(平成29年9月1日公表)では、以下を今後の検討課題として記載している。

- ・ 評価、内部管理等における**財務情報の活用方策**の検討
- ・ 既存の公表資料の存在や、提供する情報の重複、法人の作業負担の程度への配慮
- ・ 独立行政法人ごとの実態を踏まえた財務報告で提供される情報の検討
- ・ 本指針を踏まえた独立行政法人会計基準及び関係通知の改訂等など

本資料は、平成29年10月20日に開催された第6回会計基準等部会における議論の内容を踏まえて、事業報告書の記載事項に関するより具体的な内容を検討するために作成した論点のたたき台であり、特に「財務情報の活用方策」及び「将来情報(財務・非財務)」に焦点を当てて作成している。

目次

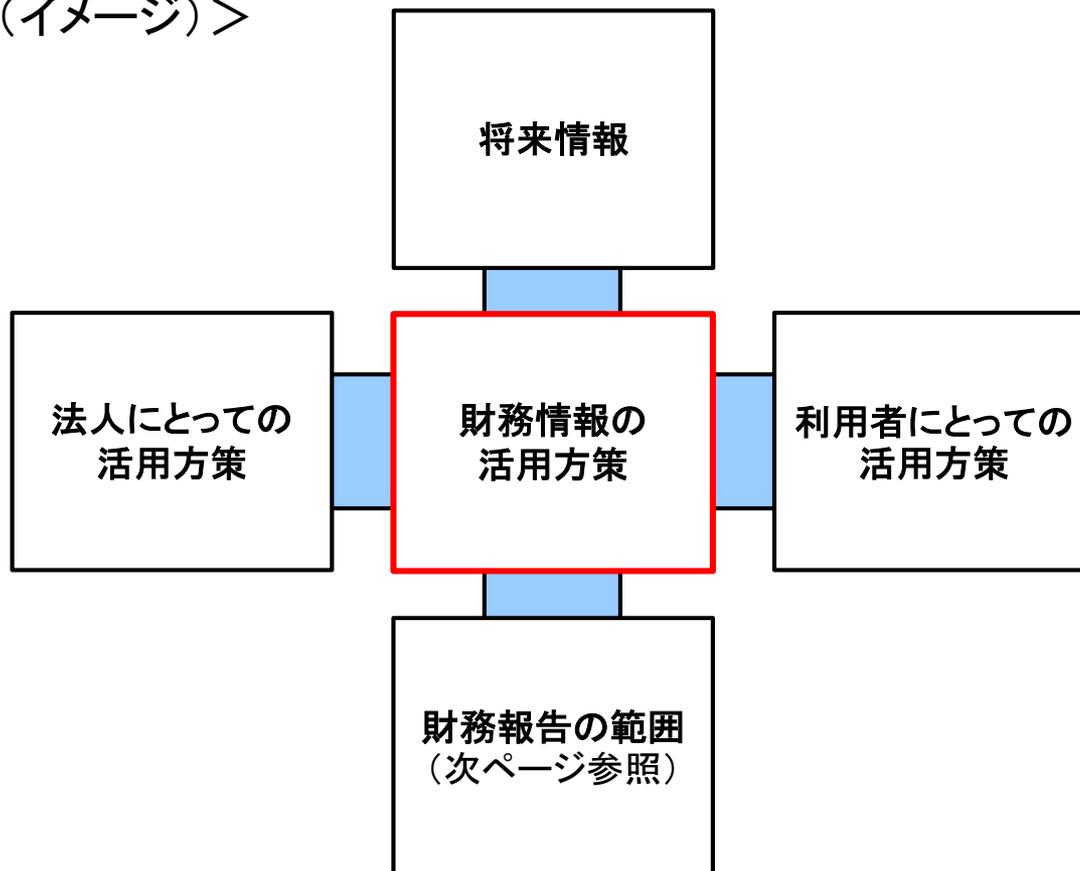
1. 会計基準等部会における議論(検討の方向性)	4 - 12
1.1 会計基準等部会における議論(活用方策関係)	
1.2 財務報告の範囲を踏まえた検討	
1.3 検討の切り口について	
1.4 成果物のイメージ	
1.5 事業報告書における情報の流れのイメージ	
1.6 取りまとめまでのイメージ	
1.7 財務情報の活用方策に関する現状の取扱い	
2. 財務情報の活用方策(想定される情報)	13 - 26
2.1 財務諸表以外の情報(一般目的財務報告の範囲内における)	
2.2 法人及び利用者にとっての活用方策	
2.3 一般目的財務報告の範囲外の情報	
2.4 事業報告書における表示の在り方	
3. 将来情報(想定される情報)	27 - 35
3.1 検討の進め方	
3.2 「基本的な指針」の内容	
3.3 これまでの共同ワーキング・チームでの議論	
3.4 将来情報(非財務情報)	

1. 会計基準等部会における議論 (検討の方向性)

1. 1 会計基準等部会における議論(活用方策関係)

- 事業報告書で提供すべき情報について、第6回会計基準等部会では、以下の議論が行われたところ。
 - ✓ 事業報告書を検討するにあたっては、「基本的な指針」の内容等に加えて、**法人にとっての活用方策(業務の実績、期待される成果等の「アピール」になる)**や、**利用者にとっての活用方策(作成された情報を「見たい」、「使いたい」と思うような)を踏まえた検討が必要**ではないか。
 - ✓ 「基本的な指針」を踏まえると、過去の財務情報のみならず、将来の財務に与える影響等の**将来情報にも目を向ける必要がある**のではないか。
 - ✓ 財務情報の活用方策を念頭に置きつつ、「基本的な指針」の**「財務報告の範囲」(次ページ参照)**も踏まえた検討が必要ではないか。

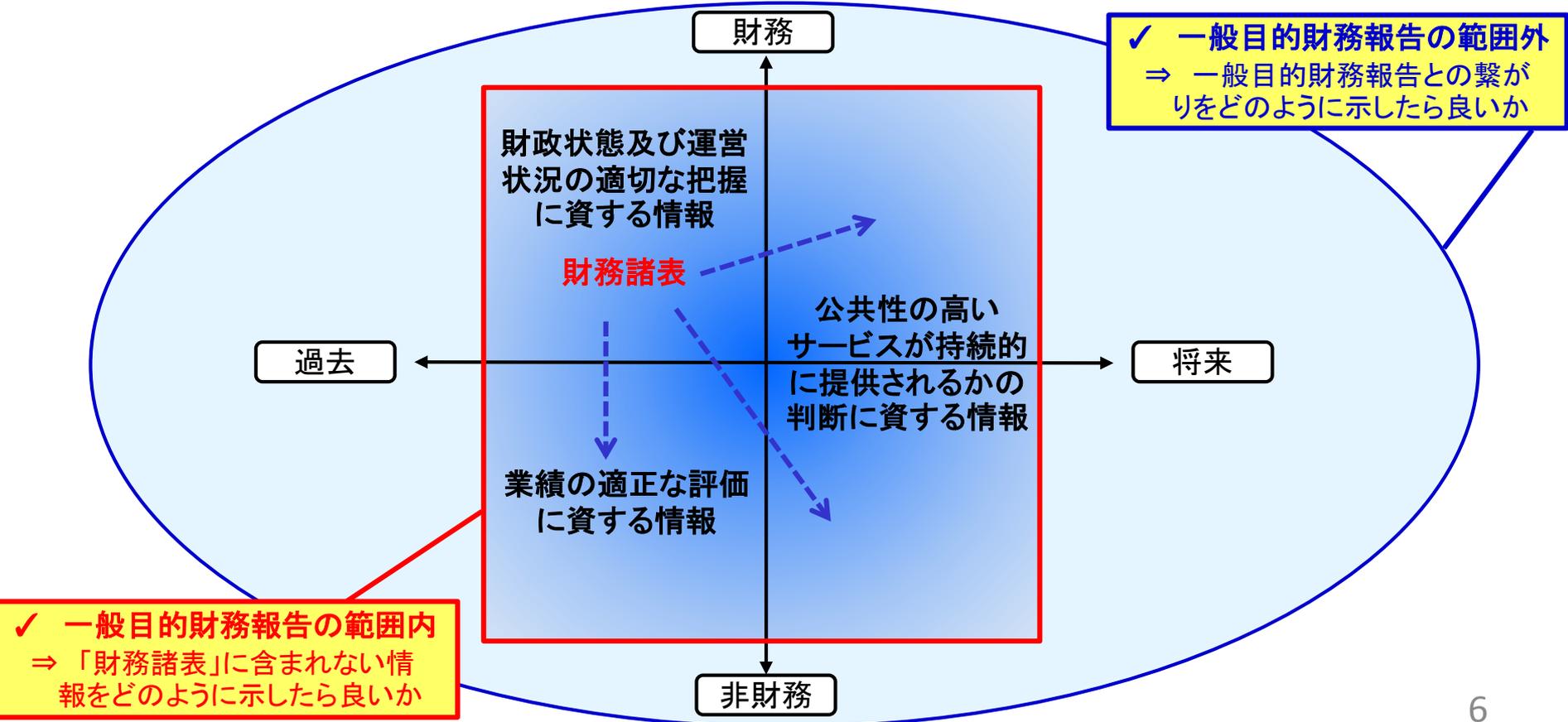
<検討の切り口(イメージ)>



1.2 財務報告の範囲を踏まえた検討

- 「基本的な指針」では、以下のイメージにより財務報告の範囲を整理した。また、財務報告で提供される情報には、財務諸表が基本的な情報であるとしつつ、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれると整理した。
- 以下のイメージでは、財務報告に盛り込むべき情報について、一般目的財務報告(※)の範囲内に財務諸表以外の情報が存在していることから、**一般目的財務報告の範囲内における財務諸表以外の情報(例:負債の定義に該当しない将来リスク)**が存在していることが示されており、また赤四角の枠外の情報が存在していることから、**一般目的財務報告の範囲外の情報(例:独立行政法人評価書)**が存在していることが示されていることから、これらを踏まえて検討を進めてはどうか。

※ 一般目的財務報告について(「基本的な指針」の抜粋)
 本指針は、広範囲の財務報告利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的財務報告を対象としており、特別目的財務報告を含めていないが、特定の情報ニーズを満たす財務報告の作成を要求できない利用者に対しても一定範囲の報告を果たすことができる。



1.3 検討の切り口について

- 前ページまでの整理を踏まえると、財務報告に盛り込むべき情報について、**以下の切り口から検討**してはどうか。
 - ・ 法人にとっての活用方策(業務の実績、期待される成果等の「アピール」になる)
 - ・ 利用者にとっての活用方策(作成された情報を「見たい」、「使いたい」と思うような)
 - ・ 財務諸表以外の情報(一般目的財務報告の範囲内における)
 - ・ 一般目的財務報告の範囲外の情報
- 上記のうち、法人及び利用者にとっての活用方策は相互に関連する情報が想定されるため、まとめて検討してはどうか。
- 利用者にとっての活用方策については、**事業報告書における表示の在り方**も重要になるのではないか。
- なお、上記の検討に当たっては、ヒアリングやアンケート等の**独立行政法人の実態調査も踏まえる必要がある**と考えられるが、効果的な実態調査のためには、**あらかじめ想定される財務情報の活用方策を共同ワーキング・チームにおいて検討しておくことが有用**ではないか。

検討の切り口

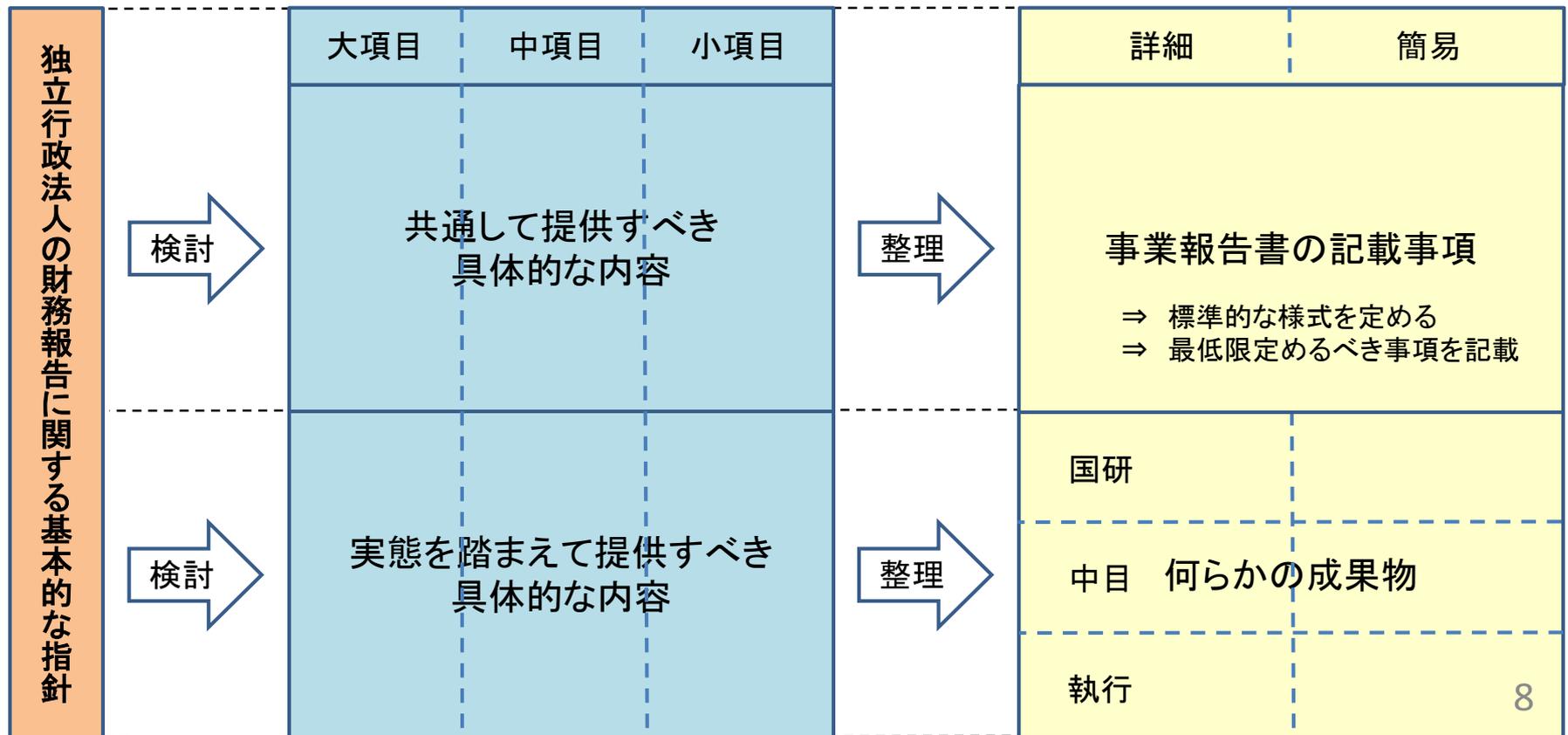
以下の切り口で、想定される財務情報の活用方策を検討してはどうか。なお、検討の切り口によっては、「想定される情報」の重複が想定される。

- ・ 財務諸表以外の情報(一般目的財務報告の範囲内における)
- ・ 法人及び利用者にとっての活用方策
- ・ 一般目的財務報告の範囲外の情報
- ・ 事業報告書における表示の在り方

1.4 成果物のイメージ

- 第6回会計基準等部会では、事業報告書に関する成果物について、以下の検討がなされた。
 - ✓ 「基本的な指針」を踏まえると、**独立行政法人に「共通して提供すべき具体的な内容」を提供すべき**ことから、総務省が公表している「事業報告書の記載事項」においてこれを定めることとしてはどうか。
 - ✓ また、「基本的な指針」を踏まえると、**独立行政法人の「実態を踏まえて提供すべき具体的な内容」も提供される**ことから、実態を踏まえた事業報告書の作成に参考となる成果物を公表してはどうか。
 - ✓ さらに、実態を踏まえた成果物として、**中期目標管理法人、国立研究開発法人、行政執行法人という法人の分類を反映した**成果物を作成してはどうか。
 - ✓ **独立行政法人の規模にも留意して検討**してはどうか。

※ 以下、あくまでも現時点でのイメージであり、今後の実態調査等を踏まえた再検討がなされることも想定。



1.5 事業報告書における情報の流れのイメージ

○「基本的な指針」では、財務報告で提供すべき項目について、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報、業績の適正な評価に資する情報、財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報として、3つの大項目にわけられている。これらの大項目については、それぞれ3つの中項目を設けているため、合わせて9項目が財務報告で提供すべき項目として示されている。

項目

独立行政法人の実態を踏まえて、または共通して提供すべき具体的な内容

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報

○ **法人の長の理念等**

主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標に加えて、これらを法人の長がどのように達成していくか、法人の長の運営に関するビジョンも含めた理念等に関する情報を提供すべき

○ **持続的に適正なサービスを提供するための源泉**

持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべき

○ **業務運営上の課題・リスク及びその対応策**

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に影響する業務運営上の課題に加えて、目標の達成を阻害する要因となるリスクや財務に係るリスク等に関する情報を、その対応策も含めて提供すべき

業績の適正な評価に資する情報

○ **業績の適正な評価の前提情報**

事業の概要に加えて、サービス受益者等が理解可能な事業スキームや、資金フローなど、業績の適正な評価の前提情報を提供すべき

○ **業務の成果と使用した資源との対比**

セグメント（もしくは、より詳細な単位）ごとに、アウトプット情報とインプット情報とを対比した情報や、アウトカム情報とインプット情報とを対比した情報を提供すべき

また、業績と業績に係る目標とを対比した情報等を提供すべき

○ **予算と決算との対比**

財務情報の透明性や説明責任の観点から、独立行政法人は、予算と決算との対比に関する情報を提供すべき

財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

○ **財務諸表**

財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報としては、第3章で説明する財務諸表が基本的な情報となる

○ **財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報**

法人の長による財政状態及び運営状況の概要や分析結果等に関する説明情報を提供すべき

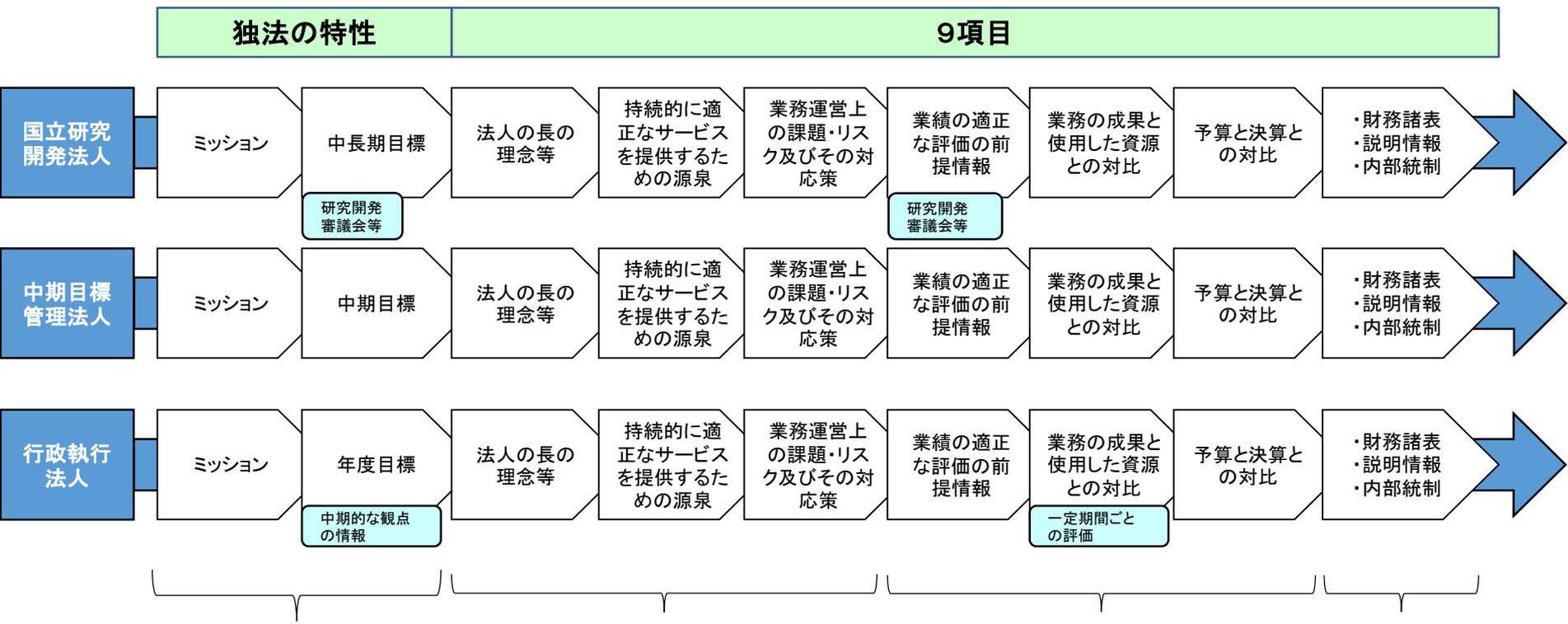
○ **内部統制の整備・運用に関する情報**

独立行政法人の財務報告の信頼性を担保する内部統制の整備・運用に関する情報等を提供すべき

1.5 事業報告書における情報の流れのイメージ(続き)

○ 以下、事業報告書における情報の流れのイメージをつかむために、「基本的な指針」における9項目の記載順に、独立行政法人通則法上の法人分類や独立行政法人の特性も踏まえて並べたものである。

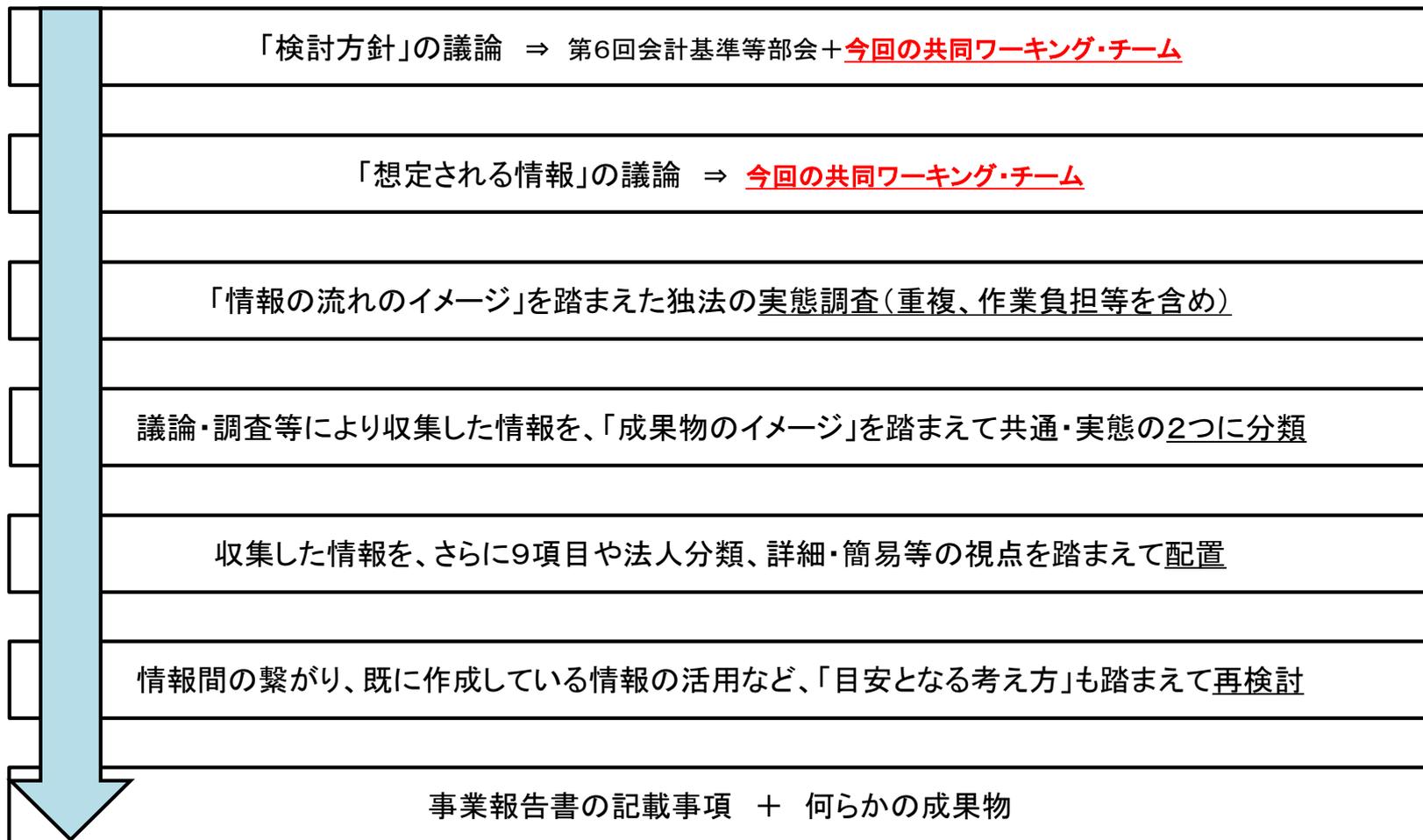
○ なお、**どのような情報の流れがふさわしいかは、法人の実態も踏まえて判断されるべき**ものであり、**以下は例示である**ことに留意が必要である。



主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標 (1) 公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報 (2) 業績の適正な評価に資する情報 (3) 財政状態及び運営状況の適切な把握に資する情報

1.6 取りまとめまでのイメージ

- 「成果物のイメージ」や「事業報告書における情報の流れのイメージ」を踏まえると、「取りまとめまでのイメージ」は以下のとおり整理できるのではないか。
- なお、以下はあくまでも例示であって、実際には順番の前後や、繰り返しの検討がなされることなどに留意する。



1.7 財務情報の活用方策に関する現状の取扱い

- 独立行政法人では多くの公表資料が作成されており、既に財務情報の活用方策に関連する情報も提供されている。
- 例えば、以下のような情報が提供されているため、**今後の実行可能性等を踏まえた検討として、参考になる**のではないか。

参考となる現状の取扱い

- 「事業報告書の記載事項」(平成27年3月24日事務連絡)では、例えば財務諸表の概要や、財源の内訳等の記載に加えて、各事業に要する財源とコストを対比させるなど、財務データ及び業務実績報告書を活用した事業内容の説明、必要に応じてフルコスト情報に関する記載等がなされている。
- 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成27年5月25日改定)では、例えば一定の事業等のまとまりごとの目標策定や、業務の特性に応じ財務データに基づく分析手法を活用した評価を念頭に置いた目標の策定(具体的には運営費交付金債務残高の解消や保有資産(実物資産、金融資産、知的財産等)の処分、重要財産の譲渡等について明確に定めること)等に関する記載がなされている。
- 「行政事業レビュー実施要領」(平成29年3月28日改正)では、例えば独立行政法人に対する運営費交付金に係る事業については、運営費交付金に係るレビューシートとは別に、勘定単位の財務諸表におけるセグメント単位ごとに、別途、事務局が示す様式にしたがってレビューシートを作成することなどが記載されている。また、レビューシートにおいては、法人が行う業務に係る基本計画、当初予算+補正予算に対する執行額の割合、単位当たりコスト(アウトプット/執行額)、資金の流れ(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)などを記載することとなっている。
- 「環境報告書」(「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」第2条第4項における「特定事業者」に該当する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の平成29年の「社会環境報告書2017」より抜粋)では、法人における資源・エネルギーの投入量及びそれに対する二酸化炭素など環境負荷物質類の排出量、またワークライフバランス推進の観点から、有給休暇平均取得日数、育児休業取得者数などの実績が記載されている。
- 「投資家等への説明資料」(独立行政法人都市再生機構の「投資家等への説明会資料(平成29年7月28日)」より抜粋)では、経営成績(損益の状況、セグメント別経営成績など)、経営改善の進捗状況(有利子負債の削減、用地の供給・処分)、資金の調達計画、債権の発行実績及び発行計画などが記載されている。また、事業の具体的な計画として、地域の医療福祉拠点化の形成目標(○年度までに○箇所)なども記載されている。
- 「〇〇基本計画」(第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)より抜粋)では、研究開発投資の金額、伸び率などの実績が記載されている。また今後の目標として、女性研究者の割合など人的資本の増加に係る数値目標、国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額、特許の実施許諾契約件数の増加目標などが記載されている。
- 「財政投融资対象事業に関する政策コスト分析」では、国からの補助金、国からの出資金に係る機会費用、欠損金の増減などをもとに計算される政策コスト、その経年比較が記載されており、実績を踏まえた今後の試算、事業の見通しなどが記載されている。

2. 財務情報の活用方策(想定される情報)

2.1 財務諸表以外の情報(一般目的財務報告の範囲内における)

- 「財務諸表の構成要素」の定義に当てはまらないことや、認識・測定上の理由などに起因して、財務諸表に表示されていない独立行政法人の取引その他の事象が存在しているのではないか。この点も踏まえて、財務報告に盛り込むべき情報について、どのような財務情報の活用方策が提供できるのか、参考となるフレームワーク等も考慮しつつ検討してはどうか。

参考となる考え方

- 「基本的な指針」では、以下の記載がある。注:下線部は事務局が追加

財務報告の範囲

2.6 独立行政法人が公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業を行うことや、財務情報だけでは成果情報が提供されないという特性を有することを踏まえれば、独立行政法人の財務報告には、財務情報のみならず、非財務情報も含める必要があり、また過去・現在・将来の時点を踏まえた情報提供が有用となる。

独立行政法人の財務報告で提供される情報には、財務報告の基本的な情報である財務諸表や、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれると整理した。

財務報告利用者は、独立行政法人の財務報告が、財務報告利用者が求める全ての情報ニーズを満たすものではないことや、財務報告が利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて提供されることなど、財務報告の限界にも留意する必要がある。

- 国際公会計基準審議会(IPSASB)の「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」(最終公表2014年10月)では、以下の記載がある。注:下線部は事務局が追加

公的部門のプログラムの性格及び公的部門の永続性

10. 多くの公的部門のプログラムは長期間にわたり、そのコミットメントを充足する能力は、将来の課税及び拠出に左右される。公的部門のプログラムから生じる数多くのコミットメント及び将来税金を課すパワーは、第5章「財務諸表における構成要素」に定められる負債と資産の定義を満たすことがない。したがって、当該コミットメント及びパワー、は財務諸表に認識されない。

11. したがって、財政状態計算書及び財務業績計算書が、特に社会給付を提供するプログラムをはじめ、長期プログラムに関し利用者が必要とするすべての情報を伝えることはできない。多くの決定が財務面で及ぼす影響は、将来長い年月ときには数十年にわたることになり、主体の財務及び重要なプログラムの長期的な持続可能性に関する将来財務情報を含む一般目的財務報告書が、第2章で説明されるように、説明責任目的及び意思決定目的に向けて必要になる。

2.1 財務諸表以外の情報(一般目的財務報告の範囲内における)(続き)

- 「基本的な指針」で整理した以下の「株式会社等の営利企業と比較した独立行政法人の特徴」を踏まえて検討してはどうか。
 - ・ 事務・事業の実施には国による一定の関与を受ける
 - ・ 国が公共性の高い事務・事業の確実な実施に必要な財源措置を実施する
 - ・ 出資者に対する剰余金の分配を予定していない
 - ・ 財務情報だけでは成果情報が提供されない

- 1.12 営利企業の成果情報のほとんどは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるが、このような財務情報は必ずしも独立行政法人にとっての成果情報とはならない。
- 1.13 独立行政法人の成果情報には、サービスの提供の確実な実施がなされたか、またはサービスの提供がどの程度なされたかという点に着目した情報が含まれる。このため、独立行政法人の成果情報には、財務情報のみならず、非財務情報も含まれる。

- また、「基本的な指針」で整理した「財務報告利用者の情報ニーズ」も踏まえて検討してはどうか。

想定される情報

- 財務諸表だけでは「成果情報」が提供されない(⇔ 民間企業:利益)

- ✓ 業務の成果等の繋がりを意識した情報

⇒ 「ミッションー目標ー計画ー財源ーコストー成果ー今後の見込み」の繋がり

⇒ 国民の負担に帰せられるコスト(「基本的な指針」を踏まえた行政コスト計算書では、現行の行政サービス実施コストが表示されないため) など

- 「資産」に計上されない(例:知的資本、人的資本)

- ✓ 知的財産、ノウハウ、経験、ブランド、評判 など

⇒ 論文引用数、特許獲得数、資格取得数、表彰件数、勤続年数、研究協力数、環境対策費 など

- 「負債」に計上されない(例:〇〇引当金)

- ✓ 固定資産の維持修繕に要するコスト

- ✓ 環境対策に要するコスト など

2.2 法人及び利用者にとっての活用方策

- 第6回会計基準等部会では、事業報告書を検討するにあたり、「基本的な指針」の内容等に加えて、法人にとっての活用方策(業務の実績、期待される成果等の「アピール」になる)や、利用者にとっての活用方策(作成された情報を「見たい」、「使いたい」と思うような)を検討する必要があるとされた。

想定される情報(9項目の順に検討)

法人の長の理念等

- ✓ 財務情報を踏まえた理念等の説明情報

法人の長の理念等は、定性的な情報のみならず、定量的な情報も踏まえることで、より一層の根拠ある説明が可能となるのではないか。

持続的に適正なサービスが提供されるかを判断するための源泉

- ✓ 人件費に関連する情報

例えば、単価に時間を乗じるなど、人件費に関する情報は、様々な切り口による分析が可能であり、それらの情報を提供することにより人的資本等に関する有用な情報が提供できるのではないか。

- ⇒ 役職別職員数、女性比率、平均年齢、勤続年数、任期付職員数
- ⇒ 月平均残業時間、人件費の推移情報 など

- ✓ 自己収入に関する情報

法人の外部資金獲得努力の把握に役立つ財務情報は、法人の業績の「アピール」に役立つとともに、「国民の負担に帰せられるコスト」の軽減に関連する情報として、財務報告利用者にも重要な情報と考えられるのではないか。

- ⇒ 知財収入、寄附金収入
- ⇒ 当面、収入には結びつかないと考えられるが法人にとって重要な知的資本 など

- ✓ 固定資産の老朽化に関する情報

独立行政法人の資産の多くを占める固定資産に関する情報は、財務報告利用者にとって重要な情報と考えられるのではないか。

- ⇒ 固定資産の種類別や、所在場所別などに着目した減価償却率
- ⇒ 耐用年数を経過した固定資産に関する情報(例:引き続きの管理に要するコスト)
- ⇒ 固定資産の利用規制(例:法令、賃借)とそれによる財務上の影響 など

2.2 法人及び利用者にとっての活用方策(続き)

想定される情報(9項目の順に検討)

持続的に適正なサービスが提供されるかを判断するための源泉(続き)

✓ 純資産に関する説明情報

独立行政法人には、「業務運営の財源の大部分を国からの運営費交付金が占める独立行政法人」と「業務運営の財源の大部分を交換取引の対価収入が占める独立行政法人」が存在していることから、財源構造の違いを踏まえた純資産の構成内容や現在の純資産額に至った背景等に関する説明情報を提供することが、財務報告利用者にとって有用と考えられるのではないかと。

✓ 社会・環境に関する情報

職員や、社会・環境などに配慮した活動に関する情報は財務報告利用者にとって有用と考えられるのではないかと。

⇒ 有給休暇取得率、健康診断受診率、ハラスメント研修受講者数

⇒ 「環境報告書」を作成している法人における二酸化炭素排出量、環境教育コスト など

業務運営上の課題・リスク及びその対応策

✓ 課題・リスク及びその対応策のみならず、機会も含めた情報

独立行政法人に課題・リスクが生じているのであれば、視点を変えると「機会」も生じていると言えるのではないかと。

✓ 課題・リスクへの対応策に関する独法や国の「対応能力/関わり方」に関する情報 など

業務の成果と使用した資源との対比、予算と決算との対比

✓ 財源、コスト、成果をつなげた概要情報

独立行政法人の財源構造の違いを踏まえた「業務の成果と使用した資源との対比」などに関する情報は、財務報告利用者にとって有用と考えられるのではないかと。

⇒ 「財源－コスト－成果－今後の見込み」、もしくは「コスト－財源－成果－今後の見込み」の順での情報

✓ 目標年度の期中と、最終年度での財務上の特徴の説明情報

✓ 財務諸表を理解する前提となる独立行政法人の財源構造や資金フローの特徴に関する説明 など

2.2 法人及び利用者にとっての活用方策(続き)

想定される情報(9項目の順に検討)

財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報など

- ✓ 法人の長が選択した財務情報に関する主なトピック
- ✓ 附属明細書をより一層活用した説明情報(その他の財務情報の活用方策との関連も踏まえた)
- ✓ 独立行政法人会計基準固有の会計処理や財務面の特徴の説明(例:運営費交付金の収益化/管理方針)
- ✓ 連結財務諸表や区分経理上の特徴の説明(独立行政法人の財源構造や資金フローの特徴にも関連する) など

その他

- ✓ 事業報告書を作成することによる効果

第6回会計基準等部会では、「事業報告書に関連するその他の公表資料との繋がりが把握できること」を課題として示した。

作成者側の視点に立てば、事業報告書に関連するその他の公表資料との繋がりを意識して、例えば作成担当部局の長をリーダーとして、多くの関連部局を巻き込んだ検討が行われることが想定される。

この過程で、過去・現在・将来の視点に加えて、財務・非財務情報の視点も踏まえた検討がなされ、さらに、提供される情報の繋がりも意識した(ストーリー性を持った)検討がなされることから、法人の長を筆頭として役職員が「法人の姿」を改めて見直すことに繋がるのではないかと。また、これらの活動を通じて、今まで顕在化していなかった法人の「強み」や業務運営上の課題・リスク等に「気づき」が与えられるのではないかと。

- ✓ 紋切り型にならない情報提供の仕組み

事業報告書で提供される情報の「継続的な改善」について、民間企業のような投資家が想定されないなど、独立行政法人の特性を踏まえた仕組みを構築しておく必要があるのではないかと。

- ✓ 事業報告書のページ数の上限、ハイライト情報

財務報告が利用者の便益と情報の作成コストとを踏まえて提供されることなどを踏まえると、あらかじめ事業報告書のページ数の上限を設けておくことが有用になるのではないかと。

または、利用者にとっての活用方策として、事業報告書のなるべく先頭ページに「ハイライト情報」を示すことで、効率的な事業報告書の活用に貢献できるのではないかと。

2.3 一般目的財務報告の範囲外の情報

- 上記1.2のとおり、「基本的な指針」は、広範囲の財務報告利用者に共通する情報ニーズを満たす一般目的財務報告を対象としており、特別目的財務報告を含めていないが、特定の情報ニーズを満たす財務報告の作成を要求できない利用者に対しても一定範囲の報告を果たすことができることから、**特別目的財務報告との関係や財務報告以外のその他情報との詳細な関係まで示す必要は無いものの、これらとの繋がりを示すことは、財務報告利用者にとって有用**と言えるのではないか。

想定される情報

○ 特別目的財務報告との関係

- ⇒ 一般目的財務報告の範囲外ではあるものの、特定の財務報告利用者にとって重要な情報が特別目的財務報告によって提供されている場合には、提供の事実を示す情報など、閲覧等のきっかけになる情報を提供することが財務報告利用者にとって有用になるのではないか。
- ⇒ ただし、この場合には、一般目的財務報告とは異なること、提供期間が揃っていない可能性があること、監査済みの情報に与える影響など、特別目的財務報告との繋がりを示す上での留意事項が存在することを意識しておくべきではないか。

○ 財務報告以外のその他情報との関係

- ⇒ 統計、指数など、一般目的財務報告の範囲外であるが、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標に関連する財務報告以外のその他情報の存在を示すことが有用な場合もあるのではないか。
- ⇒ ただし、この場合には特別目的財務報告との関係を示す上での留意事項と同様の問題が生じるのではないか。

2.4 事業報告書における表示の在り方

- 「財務情報の活用方策」に焦点を当てた「事業報告書における表示の在り方」としては、**例えば以下のような考え方が参考**になるのではないか。

参考となる考え方

- 国際公会計基準審議会が公表した「**公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク**」(最終公表2014年10月)では、「第8章:一般目的財務報告書における表示」に以下の記載(抜粋)がある。

- 8. 45 情報の組織化では、情報の配列、グルーピング及び順序が検討される。
- 8. 46 情報の組織化では、項目の順序に関する決定をはじめ、相互参照、図表、見出し、項番の使用、及び報告書の特定の部分に含まれる項目の配列に関する決定をはじめ、幅広い決定が必要になる。
- 8. 63 関連する情報を結びつけることで、利用者は重要な情報を見出すことができる。グラフや図、表、比率又は重要な業績指標にまとめた方が理解可能性が高まる情報がある。文章による説明の方がより効果的な表示となる情報もある。
- BC8.20 外部の情報源から提供された情報が質的特性の達成を損なうことがないということを条件に、IPSASBIは、GPFRでは当該情報への関連付けを含めることができると結論付けた。

- 「**開示に関する取組－開示原則**」が、国際会計基準審議会(IASB)のディスカッション・ペーパーとして2017年3月に公表されている。このディスカッション・ペーパーは、財務諸表に、目的適合性のある情報が少なすぎ、目的適合性の低い情報が多すぎ、情報が効果的に開示されていない場合があるといったことを踏まえた**予備的見解**である。以下の記載は、「第4章－情報の記載場所」からの抜粋である。

IFRS基準に準拠するために必要な情報を財務諸表の外に含めること 論点は何か

- 4. 8 しかし、当審議会は、過度な又は不適切な相互参照により、次のようなことが生じる可能性があるという懸念も受け取った。
 - (a) 財務諸表を断片的にし、理解を困難にする。
 - (b) どの情報が財務諸表の一部であるのかが識別しにくくなる。
 - (c) どの情報が監査されているのかが見分けにくくなる。
 - (d) 特に、単一の報告パッケージの外に記載されている場合には、相互参照されている情報を発見することやアクセスすることを困難にする(例えば、相互参照されている資料が企業の公開のウェブサイトや単独の報告書にある場合)。
 - (e) 相互参照されている資料が、それを不可欠の一部とする財務諸表と同じ長さの期間にわたり利用可能とはならないリスクが増大する。
 - (f) IFRS 基準に準拠するために必要な情報が、IFRS 基準と不整合である情報(例えば、IFRS 基準に従って測定されていない情報)の隣に記載されている場合には、情報の質が損なわれる。

2.4 事業報告書における表示の在り方(続き)

- 今回の検討は、**通則法第38条第2項が求める事業報告書が対象であるため、「制度開示」の側面を踏まえておく必要がある**のではないかと。
- その上で、上述の「参考となる考え方」を意識しつつ、独法や民間企業等の事例も参考とした、事業報告書における表示の在り方を検討してはどうか(以下、**あくまでも参考例であって、これを要求するものではない**)。
- なお、独立行政法人に共通して提供すべき情報(横並び情報)が存在することや、法人が**事業年度の終了後3ヶ月以内に主務大臣に対して事業報告書を提出する必要がある**ことも踏まえた検討が必要になるのではないかと。

例えば

- **国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構** (出典)「NEDO活動報告書 アニュアルレポート2016」抜粋

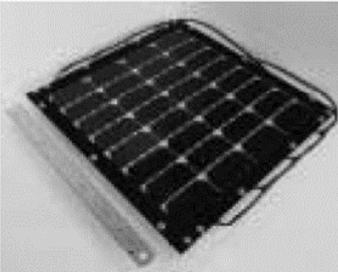
太陽光

発電コスト7円/kWh達成に向け、 さまざまな太陽電池の開発で高い変換効率を達成

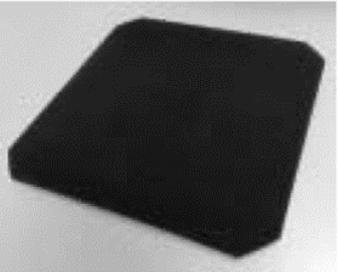
NEDOは、太陽光発電の発電コスト目標として2030年までに7円/kWhを掲げています。発電コスト低減のためには高性能と高信頼性を両立した太陽電池の開発が必要です。そのため、世界で最も普及している結晶シリコン太陽電池をはじめ、各種太陽電池の開発に取り組んでいます。

成果

化合物3接合型太陽電池モジュールで31.17%、結晶シリコン太陽電池セルで26.33%、モジュールで24.37%、CIS系薄膜太陽電池サブモジュールで19.2%等、種々の太陽電池で世界最高記録の変換効率を達成しました。



開発した化合物3接合型太陽電池モジュール



開発した結晶シリコン太陽電池 (ヘテロ接合バックコンタクト型)

今後

発電コスト低減目標の達成を目指すとともに、高効率太陽電池の実現により、ZEBへの貢献や自動車への搭載といった新たな高性能太陽電池市場の創出も期待されます。

事業名	高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発
事業期間	2015年度～2019年度
事業予算	2016年度: 46.5億円

✓ **コンパクトに表示 (事業概要、目標、予算、成果、今後)**

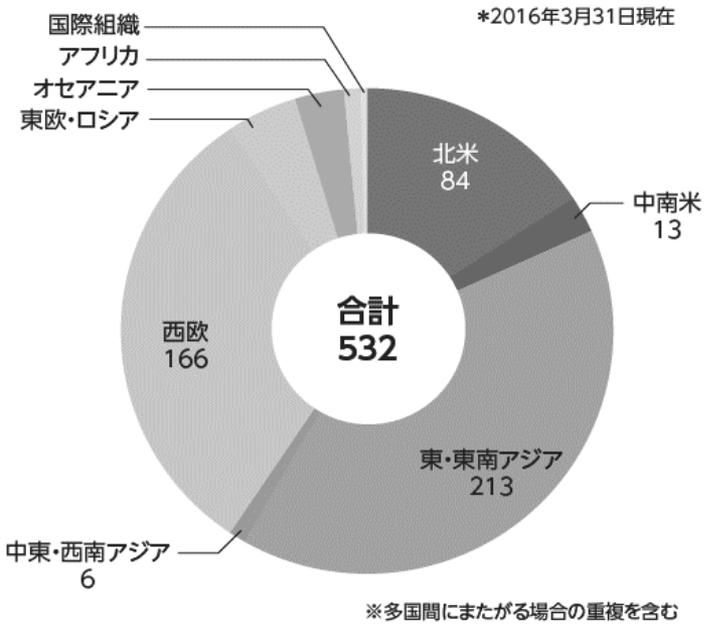
2. 4 事業報告書における表示の在り方(続き)

例えば

○ 国立研究開発法人理化学研究所

(出典)「財務報告書2016」より抜粋

海外締結協定・覚書等の数の地域分布



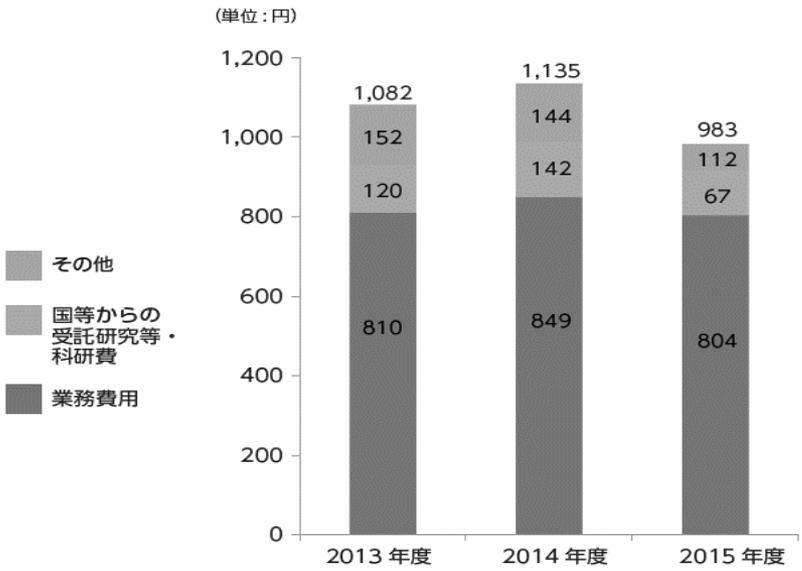
✓ 海外(地域別)

✓ 円グラフ

✓ 1人当たりの負担額(単価)

✓ 棒グラフ

国民1人当たりの負担額の推移



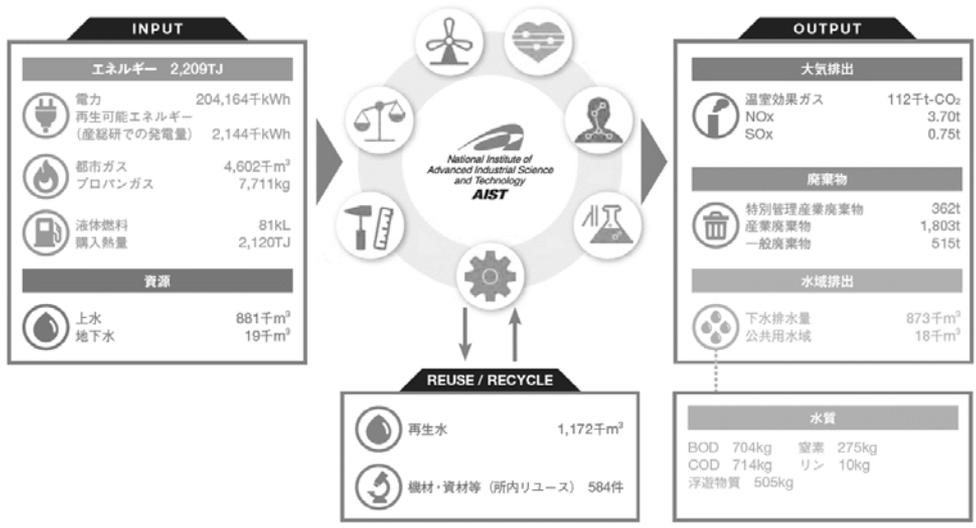
2.4 事業報告書における表示の在り方(続き)

例えば

○ 国立研究開発法人産業技術総合研究所

(出典)「産総研レポート社会・環境報告2017」より抜粋

●産総研の活動に関わるエネルギー使用量と廃棄物等排出量



✓ 全体像 を表示

✓ 表形式 で説明

●2016年度に実施したハラスメントに関する研修など

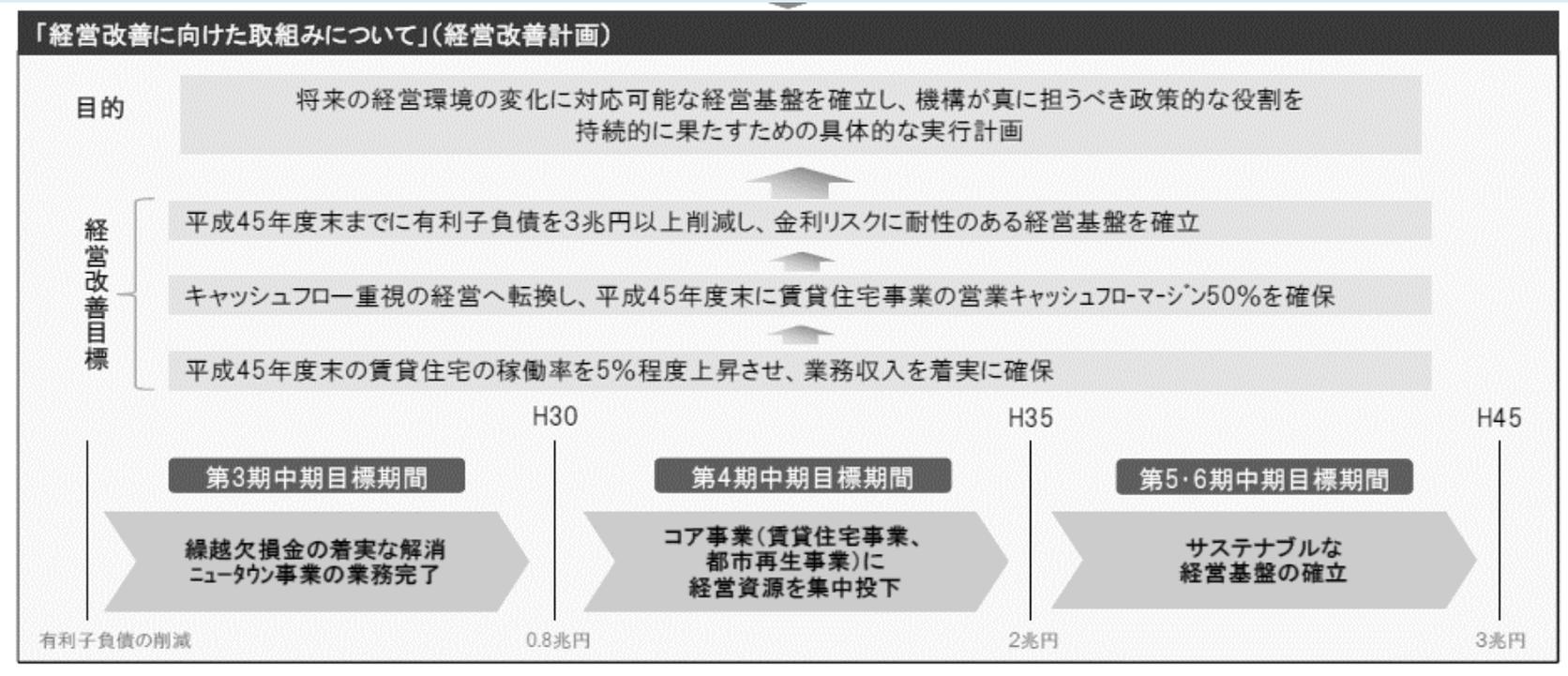
研修等名	対象	目的	受講者数 (2016年度)
新規採用職員研修	新たに産総研職員となった者	業務遂行上必要な心得、基礎知識、基本スキルを習得するための研修の一環として、ハラスメントについて基礎・防止策等の知識を習得します。	109
e-ラーニング研修	職員、契約職員	産総研の組織倫理・ルールに対する基礎知識取得の一環として、ハラスメントについて基礎・防止策等の知識を習得します。	5,665
外国人職員等基礎研修	日本語の理解が難しい外国人職員、契約職員	職員等基礎研修の内容を英語で実施しています。	122
ハラスメント相談員およびセクシュアル・ハラスメント相談員研修	ハラスメント相談員およびセクシュアル・ハラスメント相談員	講義やロールプレイを活用し、ハラスメント防止に関する知識や相談員としての面談技術などのスキルを身につけます。	30
ハラスメント防止セミナー	産総研で勤務する者のうち希望者	講義やワークを活用し、ハラスメントの基礎知識や未然に防ぐための方策等について学びます。	97

2. 4 事業報告書における表示の在り方(続き)

例えば

○ 独立行政法人都市再生機構

(出典)「投資家等説明会資料(平成29年7月28日)」より抜粋



- ✓ 目標と目的との繋がり
- ✓ 5年、10年先を区切った計画 を表示

2.4 事業報告書における表示の在り方(続き)

例えば

○ 日立製作所

(出典)「日立統合報告書2017」より抜粋

協創の基盤

売上収益*1	親会社株主に帰属する当期利益*1	総資産*2
9兆1,622 億円	2,312 億円	9兆6,639 億円
研究開発費*1	特許保有件数*3	オープンイノベーション*4案件数
3,239 億円	93,992	海外 65 研究機関と連携 国内 243
従業員数*2	所在国・地域数*5	日立グループ・アイデンティティ浸透度
303,887 人	68 カ国・地域	78.8 %

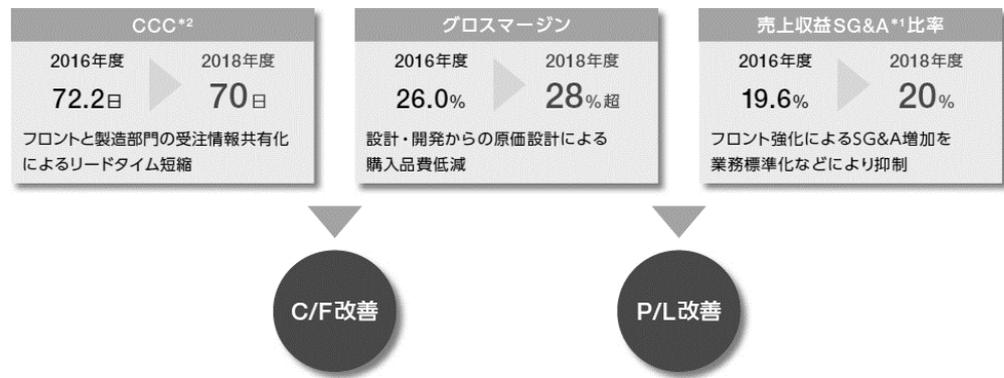
- ✓ ハイライト
- ✓ 基盤情報
- ✓ 様々な単位

*1 2016年度
 *2 2017年3月末時点
 *3 2016年12月末時点における、日本、米国、中国、ドイツ、韓国の特許保有件数の合算件数
 *4 新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。数値は2016年度の研究開発における産学連携数
 *5 日立製作所および連結子会社所在国・地域数(2017年3月末時点)

- ✓ 短期間の業績改善策
- ✓ 影響を受ける財務諸表

経営基盤強化による業績改善策

Hitachi Smart Transformation Project



*1 SG&A: Selling, General and Administrative expenses (販売費及び一般管理費)
 *2 CCC: Cash Conversion Cycle (製造・サービス等)

2. 4 事業報告書における表示の在り方(続き)

例えば

○ フォレストリサーチ(英国) (出典)「Forest Research Annual Report and Accounts 2016-2017」より抜粋

Performance Analysis

Key Actions

Forest Research's achievements on its Corporate Plan Key Actions for 2016-17 are listed below. A full commentary with details of our work on each Key Action is available at www.forestry.gov.uk/fr/keyactions

Key Action	Progress
Extend knowledge of the composition and condition of urban forests across the UK by carrying out at least two collaborative I-Tree Eco surveys	Exceeded: The Urban Forest Research Group has provided detailed support to four I-Tree Eco projects.
Analyse the diversity of <i>Phytophthora</i> species present at forest, woodland and public garden sites in Scotland and northern England	Achieved.

✓ Key Actions

✓ Progress
(Exceeded , Achieved)

✓ staff(male , female)

✓ subject to audit

Average number of persons employed (full-time equivalents) – subject to audit

	2016-17	2015-16
Permanent staff – male (5 Executive Board Members)	122	98
Permanent staff – female (3 Executive Board Members)	76	56
Total permanent	198	154
Others – male	18	10
Others – female	11	14
Total others	29	24
Total staff	227	178

3. 将来情報(想定される情報)

3. 1 検討の進め方

- ここでは、「将来情報」の検討を進めるが、将来の財務情報については、「財務情報の活用方策」における内容との重複が想定されるため、**将来情報の検討においては、特に「非財務情報」を意識した検討が有用**ではないか。
- また、具体的に「想定される情報」を検討する前に、まずは「基本的な指針」の内容や、これまでの共同ワーキング・チームでの議論をふりかえることが有用と考えられるのではないか。

財務情報の
活用方策

「基本的な指針」
の内容

これまでの
共同ワーキング・
チームでの議論

将来情報
(非財務情報)

3.2 「基本的な指針」の内容

- 「基本的な指針」では、財務報告で提供される情報について、独立行政法人の実態を踏まえて提供すべきもの、または共通して提供すべきものという観点を含め、具体的な内容が例示されている。
- ここでは、「**公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報**」が、特に**将来情報(非財務情報)に関連する**と考えている。 ※下線は事務局が追加。

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報(抜粋)

- 2.9 ガバナンスやリスクマネジメント、将来予測情報など、独立行政法人の持続的なサービスの提供や事務・事業の実施機能の最大化に影響を与える情報は、財務報告利用者にとって有用な情報であり、主に以下の内容から構成される。
- 2.10 独立行政法人は、主務大臣が示したミッション及びそれを踏まえた目標に加えて、これらを法人の長がどのように達成していくか、法人の長の運営に関するビジョンも含めた理念等に関する情報を提供すべきである。
- 2.11 独立行政法人は、持続的に適正なサービスの提供を可能とする強みや基盤を維持・創出していくための源泉として、人的資本や、知的資本、財務資本等に関する情報を提供すべきである。
- 2.12 独立行政法人は、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に影響する業務運営上の課題に加えて、目標の達成を阻害する要因となるリスクや財務に係るリスク等に関する情報を、その対応策も含めて提供すべきである。

BC2.24 ～(中略)～ なお、法人の長は、高度な知識・経験を有する者であって、業務を適正かつ効率的に運営することができる者を主務大臣が任命するとされており、法人の長の理念等は、そのような知識・経験等も踏まえつつ提供すべきものと整理した。

BC2.27 ～(中略)～ 本章では、財務報告利用者にとって、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する業務運営上のリスクとして、以下のような情報を独立行政法人の実態を踏まえた上で、リスクへの対応策も含めて提供すべきものと整理した。

- ・ 目標の達成を阻害する要因となるリスク
- ・ 財務に係るリスク
- ・ 独立行政法人の事務・事業に特有の法的規制等
- ・ 重要な訴訟事件等 など

BC2.29 ～(中略)～、目標期間を超える中長期の財務リスク(将来的に国民に予期せざる財務上の負担が生じる可能性)を有している独立行政法人については、公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報として「中長期的な財務予測」を提供すべきものと整理した。

BC2.30 中長期的な財務予測に関する情報の内容は、独立行政法人が抱える中長期の財務リスクに応じて決まると考えられるが、独立行政法人ごとに中長期の財務リスクが異なることから、提供する内容や期間を一律に定めることはできない。

3.3 これまでの共同ワーキング・チームでの議論

- 「基本的な指針」は、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものであるため、これまでの共同ワーキング・チームでの議論の全てを反映したものでは無い。
- 今回の検討では、事業報告書の記載事項について、より具体的な検討を要することから、「公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報」に関する議論として、第3回共同ワーキング・チームの資料を振り返ってはどうか。

持続的に適正なサービスを提供するための源泉(例示)

<具体的な例①> 民間部門では実施困難な業務に対する人的資本・知的資本

医療厚生業務では、難病、重度心身障害、筋ジストロフィー等、民間では提供困難なセーフティネット系医療や災害時等の緊急対応医療等の診療・調査研究を確実に実施することが求められている。

民間部門と同業種であっても、政策的側面から上記のような業務の実施が可能な医療従事者の確保や専門研究のノウハウの維持・獲得は、高水準のサービスを提供するための源泉と考えられるため、高水準のサービス提供に必要な人的資本・知的資本が法人に備わっていること、また、その維持・向上に関する取り組みなどを開示することが考えられるのではないかと。

<具体的な例②> 公的研究機関ならではの専門的な組織体制

研究開発を実施する独立行政法人においては、高水準の研究開発を実施する上で、どのような組織体制(研究体制)で行っているのかという点が源泉であると考えられる。例えば研究成果として所有する知的財産の運用・管理や、法人が実施した研究開発により世界的に著名な専門人材を輩出可能な組織体制は、研究開発を実施する独立行政法人によって、様々あるものと考えられる。

<具体的な例③> 公共性の高い設備資本

公共性の高い設備資本を有する独立行政法人においては、設備を有し、持続的に運営・管理することが求められる。例えば、美術館や博物館、専門人材の養成教育機関では、当該設備自体が高水準のサービスを提供するための源泉と考えられる。

そのため、当該設備が高水準のサービスにどのように貢献しているかの記述とともに、当該設備資本を維持するための取り組みなどを開示することが考えられるのではないかと。

3.3 これまでの共同ワーキング・チームでの議論(続き)

持続的に適正なサービスを提供するための源泉(例示)

<具体的な例④> 歴史や文化・芸術・技術等に関する知的資本・人的資本

国の政策として歴史や文化・芸術・技術等を継承・維持・管理するような独立行政法人においては、業務運営上、専門的な技術を持った人材の育成・確保や有形資産の収蔵、無形資産の承継等を求められる。例えば貨幣・硬貨等の印刷技術、勲章・褒章等の工芸技術、公文書や文化財の収蔵・管理及び修復技術、これら技術を有する人材の育成・管理などである。

このような法人においては、当該知的資本や人的資本が、公共サービスを提供するための源泉であると考えられる。

そのため、上記のような知的資本・人的資本が公共サービスの提供にどのように貢献しているかの記述とともに、知的資本・人的資本の維持・向上のための法人の取り組みなどを開示することが考えられるのではないかと。

<具体的な例⑤> 専門性を発揮する人的資本(役員人事)

独立行政法人の長は、一般的に主務大臣が公募により、高度な知識・経験を有する者であって、業務を適正かつ効率的に運営することができる者を任命するとされている。

また、独立行政法人の理事は、事務・事業の実施機能の最大化の観点から、最適な人材を法人の長が任命するものと考えられる。

そのため、最適な役員人事は、法人が高水準のサービスを持続的に提供するための源泉と考えられることから、各役員が法人運営にあたって果たすべき役割、期待される貢献内容について記述することが考えられるのではないかと。

3.3 これまでの共同ワーキング・チームでの議論(続き)

目標の達成を阻害する要因となるリスク(例示)

<具体的な例①> 施設の管理運営事業における災害リスク

施設の管理運営事業を主たる目的としている法人においては、当該事業を通じ、サービスを持続的に提供することが重要な目標として設定されることも考えられる。この場合、地震や火災、津波等の予想できない災害が発生した際、持続的な施設の管理運営事業の遂行が困難となる可能性が高まることから、災害に対するリスクは目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかと考えられるのではないかと。

<具体的な例②> 農畜産関係事業における疫病リスク

農畜産関係事業を行っている法人においては、例えば新規改良品種の開発を重要な目標として設定されている場合、農畜産物に多大な影響を与える疫病が流行することで、当該疫病対策の対応により開発業務が滞ることや、最悪の場合、改良中の品種が疫病に感染することで、開発計画の大幅な遅延または中止に陥る可能性が高まることから、疫病に対するリスクは、目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかと。

<具体的な例③> 海外に活動拠点を有する法人の地政学的リスク

海外、特に発展途上国で活動を行うことでサービスを提供することが重要な目標として設定されている法人においては、例えば当該国での不安定な政治情勢による政策転換や治安の悪化、急激なインフレといった社会経済情勢の急激な変化によって、持続的なサービス提供を行うことが困難となる可能性があることから、当該地政学的リスクは目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかと。

<具体的な例④> 安定的な資材調達を阻害するリスク

施設建設を重要な目標として設定されている法人においては、目標期間内に限られた財源で当該施設の建設を行うことが求められるが、安定的な資材調達は施設建設には不可欠である。このため、市場の変化による資材の高騰は、目標期間中の安定的な資材調達が困難となることから、目標の達成を阻害する要因になると考えられるのではないかと。

3.3 これまでの共同ワーキング・チームでの議論(続き)

中長期の財務リスクが存在する事業(例示)

事業	リスク	開示する情報例
<p>例えば農業者年金基金のように、独立行政法人が、特定の加入者から保険料を集め、将来の年金給付等に備えて当該保険料を運用しつつ、年金等を給付する事業</p>	<p>○ 年金事業は、将来の加入者、運用利回り等により、将来の財務安定性が大きく変動しうるリスクを抱えているのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に将来、財務安定性が悪化する場合、持続的なサービスの提供に支障が生じる可能性や、持続的なサービスを提供するために国民負担が生じる可能性もある。 ・ そのため、少なくとも、期末時点で見込んでいる将来の加入者や運用利回り等の前提の下、長期的な財務安定性が保たれているかどうかは、サービス受益者や国民といった財務報告利用者にとって重要な情報と整理できるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者、運用利回り等の見込みを踏まえた長期の収支の見込み ・ 収支の見込みの前提条件 ・ 収支の見込みを踏まえた保険料率等の見込み <p style="text-align: right;">など</p>
<p>独立行政法人が保有する大規模施設の管理運営事業</p>	<p>○ 維持管理費や大規模修繕費といった大規模施設のライフサイクルコストは多額となることが見込まれる。そのため、ライフサイクルコストと、当該コストを全部あるいは一部を賄う自己収入の状況によっては、将来の財務安定性が大きく変動しうるリスクを抱えているのではないかと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクルコストや自己収入の見通しが甘い場合には、収支の悪化により、持続的なサービスの提供に支障が生じる可能性や、多額の国民負担が生じる可能性もある。 ・ そのため、期末時点で見込んでいるライフサイクルコストや自己収入の見通しや、その前提条件等を明らかにすることは、サービス受益者や国民といった財務報告利用者にとって有用な情報となるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己収入、施設のライフサイクルコストの見込みを踏まえた長期の収支の見込み ・ 収支の見込みの前提条件 <p style="text-align: right;">など</p>

3.3 これまでの共同ワーキング・チームでの議論(続き)

中長期の財務リスクが存在する事業(例示)

事業	リスク	開示する情報例
債券あるいは長期借入金の償還、返済原資として自己収入を充てている事業	<p>○ 将来の自己収入の状況によっては、債券あるいは長期借入金の償還、返済スケジュールが変わりうるリスクを抱えているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に将来、自己収入が見通しよりも悪化する場合、償還、返済のスケジュールが変わり、将来的に国民負担によって償還、返済を行わざるを得なくなる可能性もある。 ・ そのため、少なくとも、期末時点で見込んでいる償還、返済の見通しや、自己収入の見通し、さらにはそれらの前提事項の開示は、債権者や国民といった財務報告利用者にとって重要な情報と整理できるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の償還スケジュール、自己収入の見込みを踏まえた長期の収支の見込み ・ 収支の見込みの前提条件 ・ 一定期間ごとの債務残高の推移 など
繰越欠損金の計画的解消を目標に記載されている事業	<p>○ 将来の自己収入の状況によっては、繰越欠損金の解消がスケジュールどおりに進まないリスクを抱えているのではないか。また、収益を産む見込みや回収の見込みが乏しい資産(出資)の処分が進まない場合、不要な支出を生じさせるリスクを抱えているのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間ごとの繰越欠損金残高の推移(計画)と実績の対比 ・ 不良資産の処分計画と実績の対比 ・ 計画の前提条件 ・ 計画と実績の差の要因分析 など

3.4 将来情報(非財務情報)

- 「財務情報の活用方策」のみならず、上記3.2及び3.3の通り、これまでも多くの将来情報(非財務情報)に関連する議論や検討をしてきた。これらに記載されていない「想定される情報」として、以下のような情報が考えられるのではないか。
- ただし、以下に留意して将来情報(非財務情報)を検討すべきではないか。
 - ・ 「基本的な指針」では、**独立行政法人の財務報告で提供される情報には、財務報告の基本的な情報である財務諸表や、財務諸表に由来する情報、財務諸表をより有用にする情報が含まれる**と整理したこと
 - ・ 独立行政法人の特性を踏まえる必要があること

想定される情報

公共性の高いサービスが持続的に提供されるかの判断に資する情報

- ✓ ガバナンスやリスクマネジメントに対する法人の長の考え方
- ✓ 人的資本に関する情報(例:職員の採用・育成方針、福利厚生、ローテーション計画)
- ✓ 知的資本に関する情報(例:研究環境の整備・向上に関する情報)
- ✓ 中長期的な財務予測の手法(例:年金財政検証の手法、政策コスト分析などの確立された既存ツール)
- ✓ 独立行政法人の事務・事業に特有の法的規制等
- ✓ 重要な訴訟事件等
- ✓ 獲得した外部資金の活用方針 など